特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０７９号
東京都港区六本木３丁目17番12―504号
清算株式会社　株式会社メンテナンス
代表清算人　小野塚満郎
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２９号
京都府宇治市槇島町目川167番地の７
清算株式会社　株式会社芳徳
代表清算人　栗田　雅裕
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成２５年（ヒ）第１０３号
鹿児島市新栄町17番18号
清算株式会社　株式会社赤石産業
代表清算人　武　　雄太
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第８号
札幌市中央区北一条西26丁目５番１―305号
清算株式会社　大舘ホールディングス株式会社
代表清算人　神戸　俊昭
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（ヒ）第２号
広島県福山市神辺町大字川南字四ノ丁568番地の２
清算株式会社　株式会社バイオ研究所
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所福山支部

監 督 命 令

平成２５年（再）第６号
旭川市神居町上雨紛430番地
再生債務者　旭川リゾート開発株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区北４条西20丁目１番28号Ｎ420ビル　橋本・大川合同法律事務所
弁護士　大川　哲也
平成25年10月15日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再）第１号
釧路市芦野５丁目27番９号
再生債務者　株式会社花月
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　釧路市鶴ケ岱１丁目10番47号　弁護士法人稲澤法律事務所　弁護士　簑島　弘幸
平成25年10月15日　　釧路地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２５年（再）第１号
青森県八戸市諏訪３丁目４番14号
再生債務者　有限会社カーパーツ八戸
主文　平成25年１月24日にした監督命令を取り消す。
平成25年10月11日　青森地方裁判所八戸支部

書面による決議に付する決定

平成２５年（再）第２号
岡山市東区西大寺東１丁目２番55号
再生債務者　山陽板紙工業株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月24日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成25年12月16日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月18日
4　議決権者確定の基準日　平成25年11月18日
平成25年10月15日
岡山地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第２号
兵庫県たつの市神岡町奥村46番地の１
再生債務者　辻元工業株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月19日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成25年12月９日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年12月２日
平成25年10月15日
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第５号
神戸市灘区摩耶埠頭２番地３
再生債務者　神港パレットサービス株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年10月11日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（再）第１号
佐賀県武雄市北方町大字志久3487番地
再生債務者　有明ゴルフ株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月10日までに書面による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年10月15日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
岩手県大船渡市赤崎町字諏訪前36番地７、開始決定時の本店所在地岩手県大船渡市日頃市町字長安寺92番地６
再生債務者　株式会社杉山組
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定した後３年を経過した。
平成25年10月７日
盛岡地方裁判所第２民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２５年（再）第１号
青森県八戸市諏訪３丁目４番14号
再生債務者　有限会社カーパーツ八戸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　青森県八戸市北白山台１丁目８番26号　澤口法律事務所　弁護士　澤口　英司
3　廃止の理由の要旨　裁判所の定めた期間内に再生計画案の提出がない。
平成25年10月11日　青森地方裁判所八戸支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第７５号
埼玉県日高市大字原宿245番地19
再生債務者　村山　芳紀
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月19日から平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１４７号
千葉県船橋市豊富町642番地51
再生債務者　小池　義一（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月19日から平成25年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第３０号
千葉県山武市白幡2181番地53
再生債務者　細谷　　孝
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月19日から平成25年12月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第２１号
北海道苫小牧市東開町４丁目10番19号
再生債務者　高子　龍宏
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月６日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月20日から平成25年11月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部